

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定め
について（昭和四十四年八月七日文部大臣裁定）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号。
以下「法」という。）第三条第三項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関
する法律施行令（昭和三三年政令第二〇二号。以下「令」という。）第二条の二、第五条及び第八条
の規定に基づき、下記のように定める。

記

1 法第三条第三項の文部科学大臣が定める障害は、視覚障害者、聴覚障害者、または知的障害者、
肢体不自由者若しくは病弱者の障害で学校教育法施行令（昭和二八年政令三四〇号）第二二条の三
に定める程度のもとする。

2 令第二条第一項の文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う指導は、平成五
年文部省告示第七号で定めるところにより小学校（義務教育学校の前期課程を含む。3において同
じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。3において同じ

。の教育課程に加え、又はその一部に替えるものとする。

3 令第二条第二項の文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う指導は、平成二六年文部科学省告示第一号で定めるところにより小学校又は中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えるものとする。

4 令第三条の文部科学大臣が定める数は、都道府県又は地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二五二条の一九第一項の指定都市（10カにおいて単に「指定都市」という。）の教育委員会が小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる複数の教頭及び教諭等の協力による指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる少数の児童又は生徒により構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）において開設される選択教科の数及び授業時数並びに当該選択教科の履修に係る生徒の数、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）において行われる専門的な知識又は技能に係る教科等に関する専門的な指導に係る授業時数及び児童の数その他の事情を勘案して教頭及び教諭等を置くことについての配慮を必要とするを認め、学校の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

5 令第六条の文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う指導は、平成二六年文

部科学省告示第一号で定めるところにより特別支援学校の小学部又は中学部の教育課程に加え、又はその一部に替えるものとする。

6 令第七条第二項の文部科学大臣が定める数は、同項各号に規定する特別の指導が行われる学校の数及び当該指導を受ける児童又は生徒の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

7 令第七条第三項の文部科学大臣が定める数は、同項各号に規定する特別の指導が行われる学校及び同項に規定する人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

8 令第七条第四項の文部科学大臣が定める数は、同項に規定する人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

9 令第七条第五項の文部科学大臣が定める数は、同項に規定する共同学校事務室が置かれている学校及び事務処理の拠点となっている学校の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

10 令第七条第六項の文部科学大臣が定める研究は、次に掲げる要項等に基づき学校において行われる研究とする。

ア 指導に課題のある教員等に対する人事管理に関する調査研究事業実施要項

イ 教育研究開発実施要項

ウ 教育課程実践検証協力校事業実施要項

エ 教育課程研究指定校事業実施要項

オ 魅力ある学校づくり調査研究事業実施要項

カ 都道府県又は指定都市の教育委員会が定める研究指定校の実施に係る要項で別に定めるもの

11 令第七条第六項の文部科学大臣が定める数は、10に定める研究が行われている義務教育諸学校の数、教育公務員特例法（昭和二四年法律第一号）第二二条第三項の規定に基づき、任命権者が定めるところにより長期にわたる研修を受けている教職員の数及び同法第二五条第一項の指導改善研修を受けている教職員の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

附 則〔昭和四八年三月二六日文初財第二二一号〕

この定めは、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四六年法律第一二九号）の施行の日から適用する。

附 則〔昭和四九年七月一三日文初財第三七二号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四九年法律第九〇号）の施行の日から実施する。

附 則〔昭和五五年五月二二日文初財第一二四号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日から適用する。

附 則〔昭和五七年四月一日文初財第一六〇号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（昭和五七年政令第三三号）の施行の日から適用する。

附 則〔昭和五八年四月一日文初財第一七六号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（昭和五八年政令第三〇号）の施行の日から適用する。

附 則〔昭和五九年四月一日文初財第一五三号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（昭和五九年政令第四一号）の施行の日（昭和五九年四月一日）から適用する。

附 則〔昭和六〇年五月二四日文教財第一一二号〕

この定めは、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則〔昭和六一年四月一日文教財第九一号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（昭和六一年政令第三六号）の施行の日（昭和六一年四月一日）から適用する。

附 則〔昭和六二年四月一日文教財第七七号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（昭和六二年政令第七四号）の施行の日（昭和六二年四月一日）から適用する。

附 則〔昭和六二年五月二一日文教財第一一〇号〕

この定めは、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則〔昭和六三年四月一日文教財第七六号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（昭和六三年政令第四七号）の施行の日（昭和六三年四月一日）から適用する。

附 則〔平成元年四月一日文教財第八二号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成元年政令第一〇二号）の施行の日（平成元年四月一日）から適用する。

附 則〔平成元年五月二九日文教財第八二号〕

この定めは、平成元年四月一日から適用する。

附 則〔平成二年四月一日文教財第九七号〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二年政令第六七号）の施行の日（平成二年四月一日）から適用する。

附 則〔平成二年六月一三日文教財第一一〇号〕

この定めは、平成二年四月一日から適用する。

附 則〔平成三年四月一日文教財第一〇二号〕

この定めは、平成三年四月一日から適用する。

附 則〔平成四年七月三日文教財第一〇二号〕

この定めは、公布の日から施行する。

附 則〔平成五年四月一日〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成五年政令第九〇号）の施行の日（平成五年四月一日）から適用する。

附 則〔平成六年六月三〇日文教財第一〇二号〕

この定めは、平成六年四月一日から適用する。

附 則〔平成七年五月九日文教財第一〇二号〕

この定めは、平成七年四月一日から適用する。

附 則〔平成八年三月二九日文教財第一〇二号〕

この定めは、平成八年四月一日から適用する。

附 則〔平成一〇年一〇月一日文教財第一一四号〕

この定めは、平成十年四月一日から適用する。

附 則〔平成一一年四月一日文教財第一〇二号〕

この定めは、平成十一年四月一日から適用する。

附 則〔平成一二年九月二〇日〕

この定めは、平成十二年四月一日から適用する。

附 則〔平成一三年五月八日〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成一三年政令第一五四号）の施行の日（平成一三年四月一日）から適用する。

附 則〔平成一四年四月二六日〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成一四年政令第八二号）の施行の日（平成一四年四月一日）から適用する。

附 則〔平成一五年三月三一日〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改

正する政令（平成一五年政令第四百号）の施行の日（平成十五年四月一日）から適用する。

附 則〔平成一六年三月三十一日〕

この定めは、平成十六年四月一日から適用する。

附 則〔平成一七年三月三十一日〕

この定めは、平成十七年四月一日から適用する。

附 則〔平成一八年三月三十一日〕

この定めは、平成十八年四月一日から適用する。

附 則〔平成一九年三月三十一日〕

この定めは、平成十九年四月一日から適用する。

附 則〔平成二〇年三月三十一日〕

この定めは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十年四月一日）から適用する。

附 則〔平成二一年三月三十一日〕

この定めは、平成二十一年四月一日から適用する。

附 則〔平成二二年三月三十一日〕

この定めは、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則〔平成二三年四月二二日〕

この定めは、平成二十三年四月二十二日から適用する。

附 則〔平成二六年三月三一日〕

この定めは、平成二十六年四月一日から適用する。

附 則〔平成二七年三月一八日〕

この定めは、平成二十七年四月一日から適用する。

附 則〔平成二八年三月二八日〕

この定めは、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則〔平成二九年三月三一日〕

1 この定めは、平成二十九年四月一日から適用する。

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二九年政令第一二八号。以下「改正令」という。）附則第二条第三項第七号の文部科学大臣が定める数は、同号に規定する特別の指導が行われている学校の数及び同号に規定する人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定

めについての一部改正について（令和三年文部科学大臣裁定）による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについて（以下「新大臣定め」という。）記10の規定は、改正令附則第二条第三項第八号の文部科学大臣が定める研究に準用する。

4 改正令附則第二条第三項第八号の文部科学大臣が定める数は、前項において準用する新大臣定め記10に定める研究が行われている小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の数、教育公務員特例法（昭和二四年法律第一号）第二二条第三項の規定に基づき、任命権者が定めるところにより長期にわたる研修を受けている教職員の数及び同法第二三条第一項の初任者研修又は同法第二五条第一項の指導改善研修を受けている教職員の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

5 新大臣定め記10の規定は、改正令附則第二条第七項第五号の文部科学大臣が定める研究に準用する。

6 改正令附則第二条第三項第八号の文部科学大臣が定める数は、前項において準用する新大臣定め記10に定める研究が行われている特別支援学校の小学部又は中学部の数、教育公務員特例法第二二条第三項の規定に基づき、任命権者が定めるところにより長期にわたる研修を受けている教職員の数及び同法第二三条第一項の初任者研修又は同法第二五条第一項の指導改善研修を受けている教職

員の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

附 則〔平成三〇年三月三〇日〕

この定めは、平成三十年四月一日から適用する。

附 則〔平成三十一年三月二九日〕

この定めは、平成三十一年四月一日から適用する。

附 則〔令和二年三月三〇日〕

この定めは、令和二年四月一日から適用する。

附 則〔令和三年三月三一日〕

1 この定めは、令和三年四月一日から適用する。

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第一四号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号）第三条第二項の文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校は、令和三年四月一日現在において当該学校に在学する児童の数を基礎として、次の表の上欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数に基づき算定した当該学校の学級の数が、当該学校が同日現在において保有する普通教室の数（当該学校の特別教室の数が公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成一八年文部科学大

臣裁定）第一の三人に定める特別教室の数の基準を超える場合にあつては、当該基準を超える特別教室の数を含む。）を超え、かつ、当該超過分に充てるためのその他の適切な施設を確保することが困難である小学校（第二学年に限る。）とする。

学級編制の区分	一学級の児童の数
同学年の児童で編制する学級	三五人（第三学年から第六学年までの児童で編制する学級にあつては、四〇人）
二の学年の児童で編制する学級	一六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
学校教育法（昭和二二年法律第二六号）第八一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人